

②

## 郵便等投票証明書交付申請書

公職選挙法施行令第59条の3及び第59条の3の2の規定によって郵便等投票証明書の交付を受け、併せて当該郵便等投票証明書に公職選挙法第49条第3項に規定する選挙人に該当する旨の記載を受けたいので、必要書類を添え申請します。

また、交付の手續に必要な範囲に限り、選挙管理委員会に次の権限を委任します。

- ・障害の程度を証明する書面等の交付申請
- ・介護保険被保険者証の写しの交付申請

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

選挙人名簿に記載

されている住所

\_\_\_\_\_

生年月日

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

氏名

\_\_\_\_\_

電話番号

\_\_\_\_\_

宇治市選挙管理委員会委員長宛て

### 添付書類

#### 1 令第59条の3第3項の書類

身体障害者手帳若しくは令第59条の2第1号に規定する両下肢等の障害の程度を証明する書面、戦傷病者手帳若しくは令第59条の2第2号に規定する両下肢等の障害の程度を証明する書面又は介護保険の被保険者証

#### 2 令第59条の3の2第3項の書類

身体障害者手帳若しくは令第59条の3の2第1項第1号に規定する上肢若しくは視覚の障害の程度を証明する書面又は戦傷病者手帳若しくは令第59条の3の2第1項第2号に規定する上肢若しくは視覚の障害の程度を証明する書面